

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
2月17日
(火曜日)

目次

告示
 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………一
 道路の区域の変更(道路整備課)……………三
 道路の供用の開始(道路整備課)……………三
 道路の位置の指定(建築指導課)……………四
 公告
 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)の換地処分(農村整備課)……………四



山口県告示第六十二号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

平成二十一年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第
 百十三条第一項の申
 出をする漁業協同組
 合

森野加入区	大島郡周防大島町大字平野八二一	中尾 勇	山口県漁業協同組合
浮島加入区	三 " 大字神浦一三の一	中川 貞明	
久賀加入区	一 " 二 " 大字浮島四六四の	村田 静雄	
大島町加入区	の七 " " 一二九の	田中 保彦	
通津加入区	の二〇 " " 七九五四	山平 栄一	
柱島加入区	の二〇 " " 七九五四	山平 栄一	
神代加入区	岩国市通津三三七一	岡崎 則生	通津漁業協同組合
大島加入区	柱島二〇五五	松井 嗣朗	
平郡加入区	神代四八二六の九	高根 延之	柱島漁業協同組合
室津加入区	熊毛郡上関町大字室津三八七の一	新田 常次	神代漁業協同組合
祝島加入区	大字祝島一四二	林 悦雄	
平生町加入区	平生町大字佐賀三九九四の三	平野 秋男	大島漁業協同組合
光加入区	光市室積八丁目一三番八号	大田 正行	
下松加入区	室積松原一番三三三号	鈴木 喜義	山口県漁業協同組合
下松加入区	下松市大字西豊井一三八〇の二	吉永 正生	
下松加入区	大字笠戸島八九九の五	砂田 秋義	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	久保 義彦	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	河野 常男	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	福永 幸男	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	横山 倍美	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	今津 之忠	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	松岡 一馬	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	網本日出夫	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	宮本 久海	
下松加入区	周南市大字櫛ヶ浜二四七の一	濱田 隆一	

仙崎加入区	角島加入区	黒井加入区	区室津下加入	区蓋井島加入	区六連島加入	区南風泊加入	王喜加入区	区藤曲浦加入	区新宇部加入	区宇部岬加入	床波加入区	区東岐波加入	秋穂加入区	区新南陽加入	戸田加入区	
長門市仙崎一八〇四	豊北町大字角島一六六四	豊浦町大字吉永六三七の二	豊浦町大字室津下一六七二の	大字蓋井島九六	大字六連島一七九	彦島西山町三丁目二五番一〇	下関市王喜宇津井一丁目三番五号	大字藤曲一七五三の六六	恩田町一丁目九番四五号	岬町三丁目一三番三八号	岬町二丁目三番一一九号	床波六丁目二五番一六号	宇部市大字東岐波四一四五の五	山口市秋穂東八〇の一〇	新田一丁目二番三号	大字戸田五八二
三輪 敏行	西嶋 省吾	永富 俊和	末田 輝治	大空 正治	前田 典彦	瓜生 剛也	中本 武人	中村 年雄	福谷 貞行	渡邊 英雄	尾中 博	米重 孝夫	竹杉 晋作	小林 洋治	重永 東亮	田中 幹男
山口県漁業協同組合	角島漁業協同組合	黒井漁業協同組合							山口県漁業協同組合	新宇部漁業協同組合						

区宇部岬加入	床波加入区	区東岐波加入	秋穂加入区	区新南陽加入	戸田加入区	区榊ヶ浜加入	下松加入区	光加入区	区平生町加入	祝島加入区	室津加入区	平郡加入区	大畠加入区	神代加入区	柱島加入区	通津加入区	区大島町加入	久賀加入区	浮島加入区	森野加入区	加入区	大島加入区	見島加入区	須佐加入区										
																				平成二十二年二月十七日から同年三月三日まで	縦 覧	萩市大島四八三の一	見島一八七二の一六	大字須佐四六四〇										
																					山口県漁業協同組合	久賀漁業協同組合	大島町漁業協同組合	通津漁業協同組合	柱島漁業協同組合	神代漁業協同組合	大畠漁業協同組合	山口県漁業協同組合	田中 又穂	久保 充治	守永 修助	吉村 恒満	久原 隆義	川口 勝美
																					山口県漁業協同組合	久賀漁業協同組合	大島町漁業協同組合	通津漁業協同組合	柱島漁業協同組合	神代漁業協同組合	大畠漁業協同組合	山口県漁業協同組合	縦 覧 場 所					

区	新宇部加入	新宇部漁業協同組合
区	藤曲浦加入	山口県漁業協同組合
区	王喜加入区	
区	南風泊加入	
区	六連島加入	
区	蓋井島加入	
区	室津下加入	
区	黒井加入区	黒井漁業協同組合
区	角島加入区	角島漁業協同組合
区	仙崎加入区	山口県漁業協同組合
区	大島加入区	
区	見島加入区	
区	須佐加入区	

山口県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年二月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
 路線名 永田郷室津川棚線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市豊浦町大字黒井字浜二六三七の一地先から		旧	最狭 五・四・八	二四・五・四	

同市豊浦町大字吉永字野田浜六一六の四地先まで	新	最狭 二二・八・〇	二二・八・五	道路改良工事の完了による。
------------------------	---	--------------	--------	---------------

道路の種類 県道
 路線名 迫田篠目停車場線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
萩市川上字洗川三九六九の一五地先から 同市川上同字三九六九の一四地先まで		新	最狭 二七・七・九	一六九・八	道路改良工事の完了による。

山口県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年二月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道 永田郷室津川棚線	下関市豊浦町大字黒井字浜二六三七の一四地先から 同市豊浦町大字吉永字野田浜六一六の四地先まで	平成二十一年二月十八日

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
県道 迫田篠目停車場線	萩市川上字洗川三九六九の一五地先から 同市川上同字三九六九の一四地先まで	平成二十一年二月十八日

山口県告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市望町四丁目二二六の二二	四・〇〇五・〇	二六・四	一一一・五二



(五三) 県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第二換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十一年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成二十一年二月六日

二 換地処分の内容

県営東鯖地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書に記載された換地

計画のとおり

平成二十一年二月十七日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)